

## 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款

### (目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山形県及び酒田市とする。

### (事務所の所在地)

第4条 法人の事務所は、酒田市に置く。

### (法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### (公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

### (役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

### (役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの職務を代理する。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、山形県知事又は酒田市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、山形県知事及び酒田市長が協議のうえ、山形県知事が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、山形県知事及び酒田市長が協議のうえ、山形県知事が任命する。

(役員の任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

ただし、役員（監事を除く。以下、この項において同じ。）が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、これを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議事を経なければならない。

- (1) 法に基づき総務大臣の許可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(病院の名称及び所在地)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
日本海総合病院	酒田市
日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市

(診療所の名称及び所在地)

第18条 法人が設置し、運営する診療所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

診療所の名称	所在地
日本海八幡クリニック	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
飛島診療所	酒田市

(業務)

第19条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療に関する技術者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域への支援に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとおりとする。

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により山形県及び酒田市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、山形県及び酒田市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として山形県及び酒田市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

2 山形県及び酒田市からの出資に係る財産のうち、土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第22条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は山形県及び酒田市に帰属する。

2 残余財産の分割については、山形県及び酒田市が双方協議のうえ決定する。

(委任)

第23条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第21条関係)

## 土地

所在地番	面積 (平方メートル)
酒田市あきほ町1番1	748.00
酒田市あきほ町2番1	1,139.00
酒田市あきほ町3番1	67.00
酒田市あきほ町4番	333.00
酒田市あきほ町5番	224.00
酒田市あきほ町6番	1,024.00
酒田市あきほ町7番	2,089.00
酒田市あきほ町8番	912.00
酒田市あきほ町9番	148.00
酒田市あきほ町10番	1,021.00
酒田市あきほ町11番	1,044.00
酒田市あきほ町12番	1,044.00
酒田市あきほ町13番	1,047.00
酒田市あきほ町14番	5,438.00
酒田市あきほ町19番1	646.00
酒田市あきほ町20番	2,039.00
酒田市あきほ町21番	2,059.00
酒田市あきほ町22番	1,028.00
酒田市あきほ町23番	2,059.00
酒田市あきほ町24番	512.00
酒田市あきほ町25番	512.00
酒田市あきほ町26番	1,028.00
酒田市あきほ町27番	1,028.00
酒田市あきほ町28番	2,059.00
酒田市あきほ町29番1	1,547.00
酒田市あきほ町29番2	1,520.00
酒田市あきほ町30番	528.00
酒田市あきほ町31番	1,276.00
酒田市あきほ町32番	638.00
酒田市あきほ町33番1	285.00
酒田市あきほ町33番2	143.00
酒田市あきほ町34番1	1,069.00
酒田市あきほ町34番2	1,069.00
酒田市あきほ町35番	1,067.00
酒田市あきほ町36番1	1,069.00
酒田市あきほ町36番2	1,067.00
酒田市あきほ町36番3	1,069.00
酒田市あきほ町37番1	1,069.00
酒田市あきほ町37番2	1,069.00
酒田市あきほ町38番	2,138.00
酒田市あきほ町39番	1,067.00
酒田市あきほ町40番	1,047.00
酒田市あきほ町62番	1,008.00
酒田市あきほ町63番	2,059.00
酒田市あきほ町64番	2,059.00
酒田市あきほ町65番	1,028.00
酒田市あきほ町66番	1,028.00
酒田市あきほ町67番	1,028.00
酒田市あきほ町67番1	748.00

所在地番	面積 (平方メートル)
酒田市あきほ町68番1	2,059.74
酒田市あきほ町68番2	1,031.16
酒田市あきほ町69番1	1,738.00
酒田市あきほ町69番2	2,062.00
酒田市あきほ町70番	1,715.00
酒田市あきほ町71番	3,051.00
酒田市あきほ町72番	2,033.00
酒田市あきほ町73番	1,014.00
酒田市あきほ町74番	1,014.00
酒田市あきほ町75番	1,014.00
酒田市あきほ町76番	2,033.00
酒田市あきほ町77番	3,028.00
酒田市あきほ町108番1	432.00
酒田市あきほ町108番5	260.00
酒田市あきほ町109番1	1,597.00
酒田市あきほ町110番1	1,194.00
酒田市あきほ町111番1	400.00
酒田市あきほ町112番1	1,595.00
酒田市あきほ町113番1	1,590.00
酒田市あきほ町113番2	783.00
酒田市あきほ町113番3	771.00
酒田市あきほ町114番1	751.00
酒田市あきほ町115番1	724.00
酒田市あきほ町116番1	1,343.00
酒田市あきほ町116番5	560.00
酒田市あきほ町117番1	189.00
酒田市あきほ町154番	117.00
酒田市あきほ町154番1	8.03
酒田市あきほ町155番2	562.00
酒田市あきほ町188番1	705.00
酒田市あきほ町221番4	706.00
酒田市あきほ町239番7	492.00
酒田市あきほ町259番1	71.00
酒田市あきほ町262番	155.04
酒田市あきほ町264番	150.39
酒田市あきほ町265番	214.88
酒田市あきほ町266番	231.43
酒田市あきほ町267番	309.97
酒田市あきほ町268番	886.16
酒田市あきほ町269番	226.54
酒田市あきほ町270番	303.38
酒田市あきほ町271番	867.91
酒田市あきほ町272番	226.38
酒田市あきほ町273番	311.01
酒田市あきほ町274番	311.92
酒田市あきほ町275番	229.40
酒田市あきほ町276番	370.77
酒田市あきほ町277番	511.98
酒田市あきほ町278番	482.45
酒田市あきほ町279番	337.08
酒田市あきほ町280番	616.38
酒田市あきほ町281番	327.90
酒田市あきほ町282番	92.47
酒田市あきほ町283番	271.11

所在地番	面積 (平方メートル)
酒田市あきほ町292番	22.00
酒田市あきほ町293番	11.00
酒田市あきほ町294番	15.00
酒田市あきほ町295番	21.00
酒田市あきほ町296番	21.00
酒田市あきほ町297番	10.00
酒田市あきほ町298番	14.00
酒田市あきほ町299番	21.00
酒田市あきほ町300番	10.00
酒田市あきほ町301番	14.00
酒田市あきほ町302番	10.42
酒田市あきほ町303番	12.37
酒田市大宮町二丁目3番4	2,314.08
酒田市両羽町1番21	3,470.95
酒田市千石町二丁目3番1	5,096.04
酒田市千石町二丁目3番2	658.29
酒田市千石町二丁目3番3	1,210.03
酒田市千石町二丁目3番4	1,329.62
酒田市千石町二丁目3番5	1,727.64
酒田市千石町二丁目3番6	468.00
酒田市千石町二丁目3番7	461.27
酒田市千石町二丁目3番8	545.71
酒田市千石町二丁目3番9	293.69
酒田市千石町二丁目3番10	108.22
酒田市千石町二丁目3番11	384.25
酒田市千石町二丁目3番12	182.41
酒田市千石町二丁目3番13	202.05
酒田市千石町二丁目3番14	209.69
酒田市千石町二丁目3番15	163.76
酒田市千石町二丁目3番16	1,340.95
酒田市千石町二丁目3番17	1,214.42
酒田市千石町二丁目3番18	1,994.70
酒田市千石町二丁目3番19	1,172.97
酒田市千石町二丁目30番1	314.25
酒田市千石町二丁目30番3	73.89

## 別表第2（第21条関係）

## 建物

	名称	所在	床面積 (平方メートル)	
日本海総合病院	病院本館棟	酒田市あきほ町30番	35,412.03	
	エネルギー棟	酒田市あきほ町30番	2,531.40	
	車庫	酒田市あきほ町30番	294.00	
	自転車置場	酒田市あきほ町30番	50.00	
	自転車置場	酒田市あきほ町30番	50.00	
	汚水処理棟	酒田市あきほ町30番	301.62	
	リハビリテーション科棟	酒田市あきほ町30番	229.69	
	あきほ町1号宿舎	酒田市あきほ町10番	1,629.93	
	あきほ町2号宿舎	酒田市あきほ町10番	1,629.93	
	あきほ町3号宿舎	酒田市あきほ町10番	130.43	
	あきほ町4号宿舎	酒田市あきほ町10番	130.43	
	あきほ町1号宿舎物置	酒田市あきほ町10番	27.00	
	あきほ町1号宿舎物置	酒田市あきほ町10番	27.00	
	あきほ町1号宿舎自転車置場	酒田市あきほ町10番	32.40	
	あきほ町2号宿舎物置	酒田市あきほ町10番	27.00	
	あきほ町2号宿舎物置	酒田市あきほ町10番	27.00	
	あきほ町2号宿舎自転車置場	酒田市あきほ町10番	32.40	
	あきほ町宿舎集会所	酒田市あきほ町10番	207.23	
	あきほ町宿舎ごみ置場	酒田市あきほ町10番	1.00	
	大宮町宿舎	酒田市大宮町二丁目3番4号	1,004.82	
	両羽町1号宿舎	酒田市両羽町1番21号	1,002.02	
	両羽町2号宿舎	酒田市両羽町1番21号	1,012.10	
	両羽町宿舎プロパン庫	酒田市両羽町1番21号	1.00	
	両羽町宿舎ごみ置場	酒田市両羽町1番21号	1.00	
	両羽町宿舎自転車置場	酒田市両羽町1番21号	1.00	
	両羽町宿舎自転車置場	酒田市両羽町1番21号	1.00	
	院長宿舎	酒田市みずほ二丁目6番5号	168.52 (平成24年3月除却)	
	日本海酒田リハビリテーション病院 (平成30年4月「日本海総合病院酒田医療センター」から名称変更)	西棟	酒田市千石町二丁目3番20号	12,061.41 (平成24年3月除却)
		東棟	酒田市千石町二丁目3番20号	5,806.82
		附属棟	酒田市千石町二丁目3番20号	463.90 (平成24年3月除却)
放射線棟		酒田市千石町二丁目3番20号	653.20	
MR I棟		酒田市千石町二丁目3番20号	128.90	
発電機室		酒田市千石町二丁目3番20号	48.00 (平成24年3月除却)	
焼却炉		酒田市千石町二丁目3番20号	42.00 (平成24年3月除却)	
カルテ等倉庫棟		酒田市千石町二丁目3番20号	384.06	
酸素ボンベ室		酒田市千石町二丁目3番20号	3.75 (平成24年3月除却)	
自転車置場		酒田市千石町二丁目3番20号	32.00	
書類保管倉庫		酒田市千石町二丁目3番20号	19.44 (平成24年3月除却)	
ごみ置場		酒田市千石町二丁目3番20号	16.20 (平成24年3月除却)	
ドック棟		酒田市千石町二丁目3番20号	316.93	
プレハブ倉庫		酒田市千石町二丁目3番20号	94.25 (平成24年3月除却)	
自転車小屋		酒田市千石町二丁目3番20号	25.10 (平成24年3月除却)	